

登記手続案内をご利用の皆様へ

令和2年3月1日から「登記相談」は「登記手続案内」に呼称を変更しました

電話による案内とさせていただきます



ご利用に当たっては**予約が必要**となりますので
電話又は窓口で事前に予約をお願いします
予約された日時に法務局担当者からお電話します



見本を参考に 説明します

登記手続案内では、法務局ホームページに掲載している代表的な登記申請書類の様式を例に一般的な書き方について説明します。



ご利用は 申請者本人

ご利用は申請者本人（親族・従業員）に限ります。
税理士・行政書士・委任状のない代理人等のご利用はお断りします。



1回 20分 をお願いします

1回のご利用は20分以内です。20分を過ぎますと、後に予約された利用者の方にご不便をおかけしますので、ご理解とご協力をお願いします。



書類はご自身で 作成願います

申請書様式や添付書類など必要な手続について説明いたしますが、書類は別途ご自身で作成願います。



事前審査では ありません

申請前の書類に不備がないか事前に審査することはできませんのでご理解願います。



補正の可能性 があります

登記手続案内は登記の完了を保証するものではありません。審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもありますのでご了承ください。



皆様のご理解と
ご協力をよろしく願います

前橋地方法務局